

年金の支払われる月は年6回の偶数月

2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
4月に受給		6月に受給		8月に受給		10月に受給		12月に受給		2月に受給	

## 年金の支払い月と未支給年金

公的年金は年6回に分けて支払われます。そのため、受給手続きを行った後、いつ受給されるのか、そして、亡くなった後の受給はどうなるのか、分かりにくいという方は多いでしょう。

今年3月20日で満65歳になったAさんの国民年金を例にご説明しますね。

年金は原則として、偶数月(2、4、6、8、10、12月)の15日に、金融機関に振り込まれます。15日が土曜日、日曜日、祝日の場合は、直前の営業日が支払日になります。

今年は4月15日が日曜日ですから、Aさんは金曜日の13日に年金が銀行に振り込まれると思っていました。しかし振込はありませんでした。

年金が支給されるのは、「法的に年金をもらう要件が整った日(「受給権発生日」といいます)」の属する月の翌月から「年金をもらう権利がなくなった日(「受給権消滅日」といいます)」の属する月までという決まりになっています。

国民年金を65歳から受給する場合、受給権発生日は65歳になった日です。

法的には、生物学的な誕生日の前日に年齢が1歳増えますので、Aさんの法律上で1歳年を取る日は3月19日。ですから、誕生日の翌月の4月から年金が支給されるのですが、振込はその2カ月後の6月15日。この日に4月分と5月分の年金が振り込まれます。

年金の支給は、表のように偶数月の15日に、その前2カ月分が支給される後払いとなっているからです。

次に、もしAさんが支給日より前の8月5日に亡くなったとすると、どうなるか考えてみましょう。

年金は、亡くなった日(受給権消滅日)の属する月、つまり8月まで支給されます。

Aさんは存命であれば、8月15日に6月分と7月分を受給します。しかし、受給日には亡くなっているため、Aさんの口座に年金の振り込みはありません。

結果として、6月分、7月分、8月分の3カ月分が、支給されない年金(「未支給年金」といいます)となったわけです。

では、8月の支給日以降に亡くなった場合はどうなるでしょうか。8月分は10月に振り込まれるわけですから、8月分のみが未支給年金になります。また、亡くなった日が奇数月、例えば9月なら、8月分と9月分の2カ月分が未支給年金となります。年金受給者が亡くなると未支給年金が発生するということです。

この未支給年金は、年金受給者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、祖父母、兄弟姉妹、前記以外の3親等以内の親族の順番で支給されることになっていますが、請求を出さないと受け取れません。また、年金には5年という時効があります。

未支給年金は相続財産ではないので相続税はかかりません。ただし、受け取った人の一時所得となるので、その額や他の所得額に応じて確定申告が必要となります。



暮らしのマネープラン相談センター・所長  
サーティファイドファイナンシャルプランナー 高橋 昌子

## あなたの暮らしと財産を守るパートナー

- **時間相談** …… 1時間まで3000円 2時間まで5000円  
教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます
- **マイホーム資金・住宅ローン相談** …………… 3万円  
無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます
- **退職資金・マネープラン相談** …………… 3万円  
退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます

